

R3

# 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校

## P T A 及び 若梅後援会

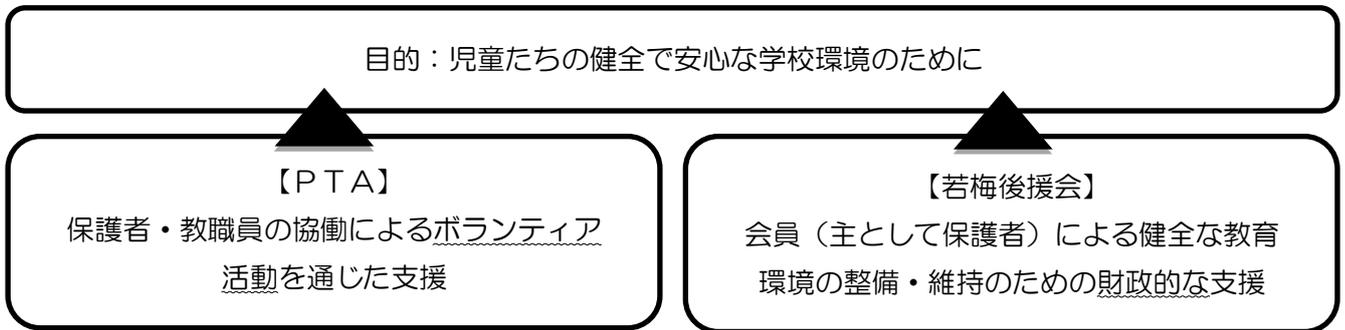
### 活動内容のしおり

\*\*\*\*\* 目次 \*\*\*\*\*

1. P T A及び若梅後援会の概要
2. P T Aについて
3. 若梅後援会について
4. 後援会活動について
5. 会費について
6. その他

## 1. PTA及び若梅後援会の概要

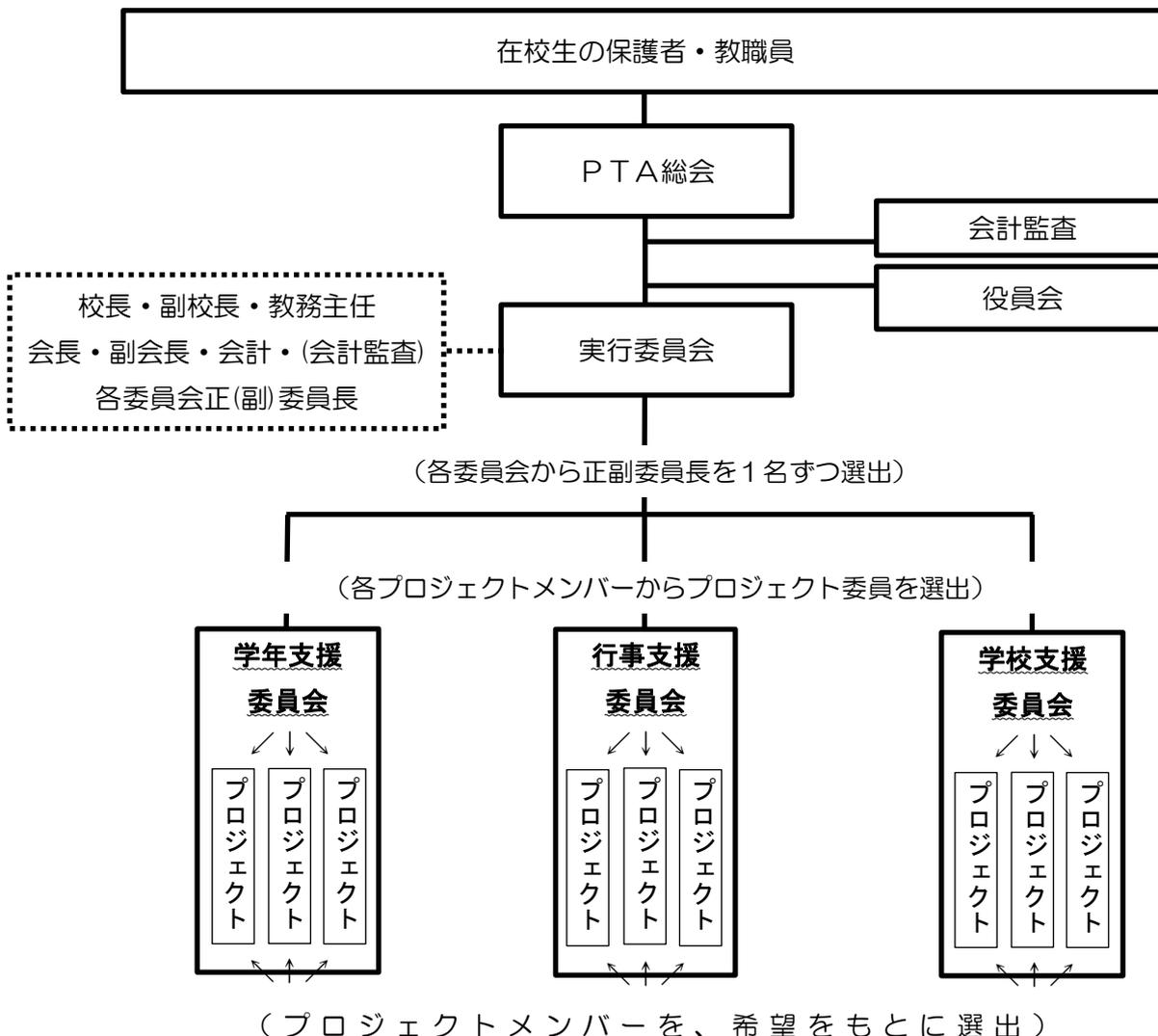
附属横浜小に通う在校生の保護者が活動・支援する組織として、①PTAと②若梅後援会の2つが設立されています。



## 2. PTAについて

PTA活動は、子供たちの健全な教育環境を整備すべく皆様のご理解・ご協力があって成り立っています。附属横浜小PTAでは、保護者と学校（教職員）が連携し、誰もが活動に参加しやすいPTA活動を目指しています。保護者の皆様には、原則として「3年に一度以上、いずれかのプロジェクトへの参加」へのご協力をお願いしています。

PTA組織は、下記のように構成されています（令和2年度改定）。



### 3. 若梅後援会について

若梅後援会は、

若梅(寒い冬から一番最初に咲く花)のように子供達に早く立派に、  
強く、たくましく育てほしい

との願いをもって名づけられた、教育施設の整備を中心とした学校環境を、財政面から支援する後援活動(※)を行っている組織です。

### 4. 後援会活動について(※)

教育後援会は、平成12年に当時の文部省(現・文科省)の高等教育局長名による「附属学校の運営に要する経費等の取扱いについて(通知)」を受け、公費と私費(保護者負担)の負担区分の明確化が求められた際に、教育活動に必要な資金を任意の拠出金にて賄う活動を行うために、全国の国立大学附属学校園の多くで設立されています。

国立附属学校園の予算は、大学から支給される附属学校教育費と呼ばれる運営経費によって賄われています。平成16年に国立大学が独立行政法人化して以降、大学独自の裁量による運営の自由度が高まった一方で、国家予算からの運営交付金は減少の一途をたどっています。その結果、附属学校の教育費交付金も減少を続け、当校の財政状況は厳しさを増しています。

そのため、保護者を中心として、当校の厳しい財政状況をサポートして、未来を担う子供たちの学校・学習環境の整備・維持をすることを主たる目的としています。

### 5. 会費について

入学時にご負担頂く会費等は下記のとおりです。

- ① P T A入会金 : 10,000 円
- ② 若梅後援会入会金 : 185,000 円
- 合計 : 195,000 円

なお、上記の他、月々の諸費用は給食費を含め月額 11,500 円です。(令和2年度実績)

会費の収支・予算につきましては、毎年5月の総会時に、前年度決算報告・承認と、当該年度予算案の承認をいただき運営しております。予算配分は今後も必要に応じ随時見直しを図っていきます。

### 6. その他

附属横浜小P T Aでは、給食費とP T A会費の一括引き落としや、学校事務連絡とP T A活動の一括プリント配布・メール配信等の事務連絡をさせて頂いております。学校とP T Aは別組織ではありますが、附属横浜小では、学校とP T Aでの共同の活動も多く、学校及びP T Aにおける事務の効率化・省力化のため、情報を共有の上、このような運用をさせて頂いております。

本来P T Aや後援会は、任意加入団体ではありますが、附属横浜小では、P T Aや若梅後援会から学校活動や学校設備への補助も積極的に行っており、例年、山荘学習や修学旅行費用はP T Aから補助を行っております。また、昨年度は1・2年生の教室ロッカーの新規交換、台風被害の修復なども若梅後援会から補助を行いました。なお、ロッカーの新規交換は今後、全学年で予定しています。このような状況をご理解の上、活動へのご参加とご協力をお願いいたします。

# 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は横浜国立大学教育学部附属横浜小学校PTAと称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は以下の諸項目を目的とする。

1. 家庭・地域・学校における児童の福祉を増進する。
2. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の教育について保護者と教員とが協力をする。
3. 家庭・学校・地域社会の協力を増進して、児童の健全な発達を図る。
4. 保護者間の連携を促進する。
5. 学校の教育環境の整備を図る。

## 第3章 方針

第3条 本会は第2条に掲げた目的を主旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会及び本会の役員は、その名に於いて営利的・宗教的・政治的な団体及びその事業にいかなる関係を持ってはならない。

第5条 本会は児童の福祉を目的とする他の社会的団体及び機関と協力する。

第6条 本会は自主独立のもので他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。

第7条 本会は教員と教育について討議し、または意見を具申するが、直接に学校の管理や人事に干渉しない。

## 第4章 会員

第8条 本会の会員は横浜国立大学教育学部附属横浜小学校に在籍する児童の保護者並びに横浜国立大学教育学部附属横浜小学校に勤務する教員とする。

## 第5章 会計

第9条 本会の経費は、会費をもってこれに充てる。会費の額の変更は、実行委員会の審議を経た後、PTA総会において過半数の賛成を得て決定する。

第10条 会費は、児童一人につき月額負担とする。

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員を選出及び任期

第12条 本会の役員は次の通りとする。

会 長	1名	保護者
副会長	1名	保護者
会 計	1名	保護者

第13条 役員任期は1年とする。

第14条 役員選出は次の通りに行われる。

1. 立候補又は推薦により役員候補者を決定する。
2. 実行委員会は、P T A総会に役員候補者を報告し、過半数の賛成をもって翌会計年度の役員を選任する。
3. 役員の兼任は認めない。

## 第7章 会計監査の選任

第15条 本会に会計監査を1名又は2名おく。

第16条 会計監査は、前章に定める役員の選出方法と同様の方法によって選出する。なお、会計監査は役員と兼ねることはできない。

第17条 会計監査は、年度末に本会の会計の監査を行い、P T A総会でその結果を報告する。また、必要に応じて、役員会及び実行委員会に参加することができる。

## 第8章 役員の任務

第18条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長は、学年支援委員会、行事支援委員会及び学校支援委員会で選出された各委員長を委嘱すると共にP T A総会、役員会及び実行委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の折りはその代理を務める。
3. 会計は、本会全ての金銭の収入支出を司り、P T A総会において決算報告・予算案提案を行う。但し、日々の出納業務をP T A事務員に委任することができる。

## 第9章 集会

第19条 本会は、集会として下記の合議体を設置する。

- ・ P T A総会
- ・ 役員会
- ・ 実行委員会
- ・ 各委員会

## 第10章 P T A総会

第20条 P T A総会は、定時総会として第1回（年度初め）と第2回（年度末）の2回に招集され、原則として各総会において下記の議案を決議するものとする。

第1回総会 …… 前会計年度の決算に係る監査結果の報告及び当該決算の承認  
進行年度の予算案の報告及びその承認 等

第2回総会 …… 翌会計年度の役員の選任 等

第21条 前条の他、実行委員会が必要と認めた場合または全会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集する。

第22条 P T A総会の定足数は会員の3分の1とする。決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。但し、出席できない会員は、総会の開催までに委任状を提出することができる。委任状は、定足数及び決議の数に合算する。

## 第11章 役員会

第23条 役員会は、必要に応じて随時開催する。

第24条 役員会は、本会の役員及び校長、副校長によって構成される。なお、会計監査の出席を妨げない。

第25条 役員会の任務は次の通りである。

1. 予算の執行状況を確認し、必要に応じて助言を行う。
2. 会長が諮問する事項について審議する。
3. 総会に提出する報告書を作成する。
4. 予算案を審議調整する。
5. 緊急な場合の業務を処理する。
6. その他必要な事項

## 第12章 実行委員会

第26条 実行委員会は、必要に応じて随時開催する。

第27条 実行委員会は本会の役員・各委員会委員長・校長・副校長・教務主任で構成する。但し、会計監査及び各委員会副委員長の出席を妨げない。

第28条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 年間のPTA諸活動の事業活動を審議検討する。
2. 総会に提案・報告する事項を審議する。
3. 役員に欠員が出た場合は、第14条の定めにかかわらず、実行委員会が候補者を指名し、会長が委嘱を行う。但し、会長に欠員がでた場合は副会長がその任にあたる。
4. 会計監査に欠員が出た場合は、前項前文と同様とする。

## 第13章 各委員会

第29条 本会は、常任の委員会として学年支援委員会、行事支援委員会、学校支援委員会の3つをおく。委員会には、委員長及び副委員長を各1名おく。

第30条 本会は、常任の委員会の他、次の委員会を設ける。

### 1. 特別委員会

第31条 会員は、3年間のうちに1回以上、役員（会計監査を含む）又は各委員会の委員長、副委員長、プロジェクト委員若しくはプロジェクトメンバーとして活動に参加するものとし、その頻度は次のとおりとする。

1・2・3年生の間に1回以上

4・5年生の間の1回以上

第32条 プロジェクトメンバーは各学年から募集し、前年度のプロジェクト委員が会員の希望を尊重しつつ選定する。1年生については、前年度の委員長及び副委員長が選定に当たる。

第33条 プロジェクトメンバーの中から、各プロジェクトごとにプロジェクト委員を、各委員会ごとに委員長及び副委員長を互選により選出する。

第34条 各委員会の活動内容及び委員会の運営方法は、委員会運営細則にて定める。

第 35 条 学年の会計監査は 1・2・3・4・5 年生は各学年の学年支援委員会のプロジェクト委員が、6 年生は前年度の 5 年生の学年支援委員会のプロジェクト委員が行う。学年費と学年図書費は各学期末に、学年積立金については年度末に行うこととする。

#### 第 14 章 改定

第 36 条 本規約は、P T A 総会において出席者の過半数の賛成により改定することができる。

#### 附則

この規約は平成 23 年 2 月 28 日より施行する。

この規約は平成 29 年 2 月 20 日における定時総会において一部改定され、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は平成 30 年 2 月 19 日における定時総会において一部改定され、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は平成 31 年 2 月 18 日における定時総会において一部改定され、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は令和 2 年 2 月 17 日における定時総会において一部改定され、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は令和 3 年 2 月 15 日における定時総会において一部改定され、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

## 委員会運営細則

### 第1章 総則

第1条 本委員会運営細則（以下「委員会細則」という）は、横浜国立大学教育学部附属横浜小学校PTA規約（以下「PTA規約」という）に基づき、PTA規約の施行及び本会の管理運営につき必要な事項を定める。

第2条 本委員会細則中に用いられた用語は、本委員会細則において別途規定されない限りPTA規約において用いられ又は定義されたとおりの意味を有するものとする。

### 第2章 学年支援委員会

第3条 学年支援委員会は、主として学年あるいは学級単位で実施される各種活動の計画を企画運営する。

第4条 学年支援委員会の委員長及び副委員長は、学年支援委員会に所属するプロジェクトメンバーの中から互選により選出するものとし、選出される学年は次のとおりとする。

委員長 5学年より1名

副委員長 4学年より1名

第5条 学年支援委員会の委員長及び副委員長は、主として次の役割を担う。

- (1) 学年支援委員会を統括する。
- (2) 実行委員会に参加し、活動内容の報告や議論を行う。
- (3) 必要に応じて学年支援委員会を開き、実行委員会で議論された事柄をフィードバックする。
- (4) 3委員会合同委員会の招集・開催を行う。
- (5) ルート長会議に出席し、その内容を実行委員会に報告する。

第6条 学年支援委員会は、主として次の活動を行う。

- (1) 給食試食会の企画及び運営（1学年、4学年）
- (2) 親子交流会の企画及び運営（2学年、3学年、5学年、6学年）
- (3) 各学年の学年・学級の活動への付き添いや支援活動
- (4) 校内美化作業

第7条 前条に掲げる活動の他、本委員会の目的の範囲内において、委員長は、委員会での審議を経て、実行委員会に申請し承認されることを条件に、活動内容を新たに設けることができる。また、現活動内容を改廃する場合も同様とする。

### 第3章 行事支援委員会

第8条 行事支援委員会は、主として学校が主催する行事を支援する。

第9条 行事支援委員会の委員長及び副委員長は、行事支援委員会に所属するプロジェクトメンバーの中から互選により選出するものとし、選出される学年は次のとおりとする。

委員長 5学年より1名

副委員長 4学年より1名

- 第 10 条 行事支援委員会の委員長及び副委員長は、主として次の役割を担う。
- (1) 行事支援委員会を統括する。
  - (2) 実行委員会に参加し、活動内容の報告や議論を行う。
  - (3) 必要に応じて行事支援委員会を開き、実行委員会で議論された事柄をフィードバックする。
  - (4) ルート長会議に出席し、その内容を実行委員会に報告する。

第 11 条 行事支援委員会は、主として次の活動を行う。

- (1) 研究発表会の準備及び運営支援
- (2) 入学式、卒業式の準備及び運営支援
- (3) 歓送迎会の準備及び運営支援

第 12 条 前条に掲げる活動の他、本委員会の目的の範囲内において、委員長は、委員会での審議を経て、実行委員会に申請し承認されることを条件に、活動内容を新たに設けることができる。また、現活動内容を改廃する場合も同様とする。

#### 第 4 章 学校支援委員会

第 13 条 学校支援委員会は、主として会員間の情報交換や文化的活動を提供する活動を企画運営する。

第 14 条 学校支援委員会の委員長及び副委員長は、学年支援委員会に所属するプロジェクトメンバーの中から互選により選出するものとし、選出される学年は次のとおりとする。

委員長 5 学年より 1 名

副委員長 4 学年より 1 名

第 15 条 学校支援委員会の委員長及び副委員長は、主として次の役割を担う。

- (1) 学校支援委員会を統括する。
- (2) 実行委員会に参加し、活動内容の報告や議論を行う。
- (3) 必要に応じて学校支援委員会を開き、実行委員会で議論された事柄をフィードバックする。
- (4) ルート長会議に出席し、その内容を実行委員会に報告する。

第 16 条 学校支援委員会は、主として次の活動を行う。

- (1) 広報誌の制作及び発行
- (2) 運動会の補助作業
- (3) 若梅グッズやリサイクル品の販売

第 17 条 前条に掲げる活動の他、本委員会の目的の範囲内において、委員長は、委員会での審議を経て、実行委員会に申請し承認されることを条件に、活動内容を新たに設けることができる。また、現活動内容を改廃する場合も同様とする。

#### 第 5 章 その他

第 22 条 本委員会細則の改定は、実行委員会において行う。

#### 附則

本委員会細則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

#### 改定

平成 30 年 10 月 11 日開催の実行委員会にて一部改定（但し、改定内容は平成 31 年度より施行）。

令和元年 12 月 5 日開催の実行委員会にて一部改定（但し、改定内容は令和 2 年度より施行）。

令和 3 年 3 月 11 日開催の実行委員会にて一部改定（但し、改定内容は令和 3 年度より施行）。

# 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校若梅後援会規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本会は横浜国立大学教育学部附属横浜小学校若梅後援会と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、横浜国立大学教育学部附属横浜小学校（以下、「小学校」という。）に在籍する児童への教育効果の向上、及び教育活動の振興に協力することを目的とし、児童が若梅(寒い冬から一番最初に咲く花)のように強くたくましく成長することに資する諸活動を行うものとする。

### 第3条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 小学校の教育環境の整備、拡充を図ること。
2. 小学校の研究活動及び教員研修を援助すること。
3. 会員相互の親睦を図ること。
4. 児童の福祉を増長すること。
5. その他本会の目的に関連する諸行事を行うこと。

### 第4条 (機関)

本会には、下記の機関を設置する。

1. 総会
2. 役員会
3. 会計監査
4. 実行委員会

## 第2章 会 員

### 第5条 (会員)

本会の会員は、次の通りとする。

#### 1. 正会員

小学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる人

#### 2. 賛助会員

本会の活動の趣旨に賛同し、主として経済的及び組織運営上の協力援助を目的とした個人、法人、及び団体。正会員の資格を喪失した者は、賛助会員として継続することができる。なお、賛助会員は正会員が有する権利義務を持たない。

#### 3. 特別会員

本会の役員経験者及び学識経験者。なお、特別会員は、正会員が有する権利義務を持たない。

### 第6条 (正会員の入会金)

はじめて正会員となる者は、入会金を納めなければならない。なお、入会金は、児童1人につき負担するものとする。

### 第3章 役員、会計監査、及び役職

#### 第7条（役員・監査役、及び理事の構成）

本会の役員、会計監査、及び理事は、次の通りとする。

- |         |    |
|---------|----|
| 1. 会長   | 1名 |
| 2. 副会長  | 1名 |
| 3. 会計   | 1名 |
| 4. 会計監査 | 1名 |
| 5. 理事   | 3名 |

#### 第8条（職務）

本会の役員、会計監査、及び理事は、次の通りとする。

1. 会長…本会を代表し、会務を統括する。総会、役員会、及び実行委員会を招集し、その議長を務める。
2. 副会長…会長を補佐し、会長の代理を務める。
3. 会計…本会のすべての金銭の収支を司る。
4. 会計監査…本会の会計及び事務執行を監査する。
5. 理事…実行委員会に出席して、附属横浜小学校PTAとの調整役を果たす。

#### 第9条（選任）

本会の役員、会計監査及び理事の選任は、次の通りとする。

1. 役員、会計監査は、翌会計年度の小学校のPTA役員、会計監査を、同じ役職の候補者として選出し、総会における承認をもって選任する。
2. 理事は、同じ年度の小学校のPTA各常任委員会の委員長を、理事として選任する。

#### 第10条（任期）

役員、会計監査、及び理事の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。

### 第4章 集 会

#### 第11条（総会）

定時総会として年度初めと年度末の2回に招集され、原則として各総会において下記の議案を決議するものとする。

1. 年度初めの総会…前会計年度の決算に係る監査結果の報告及び当該決算の承認、並びに進行年度の予算案の報告及びその承認等。  
年度末の総会…翌会計年度の役員を選任等。
2. 総会の定足数は、正会員の3分の1とする。
3. 総会における決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。但し、出席できない会員は、総会の開催までに委任状を提出することができる。委任状は、定足数及び決議の数に合算する。
4. 正会員が有する総会における議決権は、小学校に在籍する児童一人につき1個とする。

#### 第12条（役員会）

役員会は、会長・副会長・会計の役員より構成する。但し、会計監査は出席することができ、オブザーバーとして会長が承認した特別会員及び教育関係者（教員を含む。）が同席することを妨げない。

#### 第13条（実行委員会）

実行委員会は、会長・副会長・会計の役員及び理事により構成する。但し、会計監査は出席することができ、オブザーバーとして会長が承認した特別会員及び教育関係者（教員を含む。）が同席することを妨げない。

#### 第14条（招集）

総会、役員会、及び実行委員会は、原則として、会長が招集する。総会は、正会員の4分の1以上の書面による要求があった場合に臨時総会を開催することができる。

### 第5章 会 計

#### 第15条（収入）

本会の経費は、入会金、収益金、及び自発的な寄付をもってこれに当てる。

#### 第16条（寄付等）

入会金の額を変更する場合及び会員に対して寄付を求める場合には、役員会及び実行委員会において審議のうえ総会に議案を上程し、総会において過半数の賛成をもってこれを決議する。

#### 第17条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第18条（出納事務の委任）

会計担当役員は、日々の出納業務をPTA事務員に委任することができる。

#### 付則

この規約は平成30年2月19日開催の定時総会において一部を改正し、平成30年4月1日より施行する。

この規約は平成31年2月18日開催の定時総会において一部を改正し、平成31年4月1日より施行する。

この規約は令和2年2月17日開催の定時総会において一部を改正し、令和2年4月1日より施行する。